

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和8年6月24日（水） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	大 川 勝 弘 君	2 番	宮 崎 雅 薫 君
3 番	佐 藤 周 君	4 番	杉 本 一 彦 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	浅 田 良 弘 君
7 番	重 岡 秀 子 君		

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	片 桐 基 至 君	議 員	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	河 島 紀美恵 君
〃	大 竹 圭 君	〃	虫 明 弘 雄 君
〃	村 上 祥 平 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	犬 飼 このり 君		

○説明のため出席した者 28名

副 市 長	近 持 剛 史 君
市 長 戦 略 監	木 村 光 男 君
企画部長兼危機管理部長兼危機管理監	高 田 郁 雄 君
企画部次長兼企画課長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 職 員 課 長	櫻 田 洋 之 君
同 デ ジ タ ル 政 策 課 長	竹 安 卯 起 君
理 事	中 谷 祐 典 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	小 菅 智 章 君
総 務 部 長	小 川 直 克 君
総務部次長兼資産経営課長	川 口 貴 保 君
同 庶 務 課 長	掬 川 宗 範 君
同 財 政 課 長	日 吉 千 絵 君
同 課 税 課 長	吉 崎 恭 之 君
同 収 納 課 長	小 澤 剛 君

市 民 部 長	佐 藤 文 彦 君
市 民 部 市 民 課 長	山 下 明 子 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
観 光 経 済 部 長	肥 田 光 弘 君
観光経済部理事兼公営競技事務所長	福 西 淳 君
建 設 部 長	山 田 昌 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
上 下 水 道 部 理 事	富 岡 勝 君
教育委員会事務局教育部長	萩 原 智 世 子 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 小 川 真 弘	局長補佐 鈴 木 綾 子
係 長 野 田 昌 伸	

○会議に付した事件

- 1 市議第 1 号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 2 号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 市議第 10 号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願い。

○委員長（杉本一彦君）日程第 1、市議第 1 号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を

議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**7番**（重岡秀子君）参考書の39ページ、(1)個人住民税に関する改正にアからキまでであるが、アが復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備となっているが、復興特別所得税というのは東日本大震災の後の復興に関する特別の所得税で、これが10年間延びることになったが、その復興特別所得税というのは2.1%だったが、10年間延長する代わりに1.1%に下げられて、下がった1%が防衛特別所得税になったため、国民の負担は変わらないということなので、寄附金控除についても計算上の問題はないと思うが、復興特別所得税とか防衛特別所得税というのは国税なので、所得税に関わると思うが、それが住民税にどう関わるのかということと、特に寄附金控除とどう関わってくるのかというところを少し説明していただけるとありがたい。

○**課税課長**（吉崎恭之君）委員の質疑の中の復興特別所得税と今後課税される防衛特別所得税、この辺の制度から説明する。

まず、現在は復興特別所得税という中に1%課税されているが、この復興特別所得税の期間が10年間延長されたというのは、先ほど委員が言われていたとおりである。令和10年度から復興特別所得税の2.1%が1.1%に下がるが、その代わりに防衛特別所得税の1%が入ってくるような形になり、合わせて2.1%となる。令和30年度までそういった形が続くが、令和30年度で復興特別所得税は終わりになるので、それ以降は防衛特別所得税の1%のみが課税されるという形になる。

これがどうして住民税のほうに関わってくるのかということになると、少し説明が長くなるが、まず、住民税の低い寄附金控除を計算するときに、既に今言った防衛特別所得税とか、そういったものも含んだ中で、所得税で寄附金控除を受けた部分を住民税で寄附金控除をするときに差し引かなければいけないという形になっており、例えば寄附金控除の基本分と特例分があり、それが10%と90%という割合で控除されるが、特例分の90%の部分から所得税で既に寄附金控除として受けた部分は差し引かなければいけないというのを算式上でやるような形になっており、その90%の部分を0.9という形で置き換えると、実際には所得税の税率の5%分を差し引けばいいが、復興特別所得税等がある関係で5%に当たる0.05に復興特別所得税の2.1%に当たる0.021を掛けた0.00105というのを本則で定めてある0.85から差し引かなければいけないということになり、その本則で定めてある0.85から0.00105を差し引き、0.84895、附則に直すと、100分の85という本則で書かれている部分を100分の84.895という形で読み替えなければいけないという規程というのが地方税法の中の至るところに発生しており、それを伊東市の税賦課徴収条例のほ

うにも反映させなければいけないというところがあり、今回はそういった改正がかなり多くの場所に出てきているという形になっている。

○**7番**（重岡秀子君）国税で所得税を計算した分は関わってくることは分かったが、もともと住民税そのものが所得税に関連するので、私は単純に考えてしまったが、もう1個、すっきりしなかったのが、寄附金控除の中に、例えばふるさと納税とか寄附金の種類によっては住民税のほうに大きい影響を与えるものもあるのか。寄附金控除は全部同じではなくて、寄附金控除の種類によって、地方税に関わってくるものはないか。

○**課税課長**（吉崎恭之君）前段で説明すればよかったが、今、私はふるさと納税に係る寄附金控除についての説明をした。その中で、話したのは個人のふるさと納税に関する部分で、実際には企業版ふるさと納税もあるようであるが、その部分は返礼とかがないような制度になっていると聞いているが、そこが地方税に影響するのは、今回の改正には関係ないが、あくまでも寄附金の基本分に当たる部分だけが寄附金控除に該当すると記憶している。

○**7番**（重岡秀子君）次のイであるが、ここが一番難解であり、これから市民には直接影響もありそうな公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務である。公的年金だけの人は、今までは扶養親族等申告書の提出義務がほとんどなかったのではないかと思うが、提出が義務となったのは、その前提として、扶養される親族等の範囲が広がったことが最大の原因だと思う。普通は配偶者とか、一緒にお年寄りが住んでいるとか、いろいろなことがあるが、この辺が今年どのように変わったのか、それをまず説明していただきたい。

○**課税課長**（吉崎恭之君）委員の言われているのは、今回の市の徴収条例の36条の3の3の改正の部分のことだと思うが、本会議の中でも説明したが、36条の3の3の改正前の第1項という部分が、今回、36条の3の3の第1項第1号と第2号という形に体系の整理がされているところがまず1点ある。ここの部分は、改正前のものと内容的には変わっていない。複雑な感じに見えるが、実際に追加になっている部分は第3号になり、この改正の趣旨としては、今まで基礎控除とかが大きかったことによって、所得税の源泉徴収をされない方、イコール、住民税のほうの課税にも影響がない方という捉え方をしていたが、所得税の基礎控除等が増額になったことによって、所得税はかからないが、それだけでは住民税のほうは課税されてしまうという方が出てきてしまう。これは基礎控除の金額の違いだったり、あと扶養控除の金額の違いだったりとか、そういったいろいろなところの兼ね合いで出てきてしまうが、そういった方を救うというか、そういった方に対しても市民税をできるだけ下げると言い方が適切かどうか分からないが、控除できるものは控除して、適正な金額にするという方針の下でできたのが36条の3の3の第1項の第3号になっており、ここでは住民税の均等割の非課税にならないような、要は全体的に非課税にならないような方について、所得税はかからないが、ここに

例えば寡婦控除だったり、障害者控除だったり、扶養控除だったりするものがあるのであれば載せていただくことによって、市民税が適正な金額に課税されるので、載せることは義務であるが、載せて提出してほしいというのは、どちらかというと納税義務者が納税額を抑えるためにこういったものができたと認識している。

○**7番**（重岡秀子君）参考書の43ページで、第36条の3の3のところに、この辺に改定がかなりあるということで分かったが、控除される人の範囲が広がったということがある。国のほうで令和8年度から、例えば公的年金をご主人がもらっていても、奥さんの所得が高ければ、扶養にはならない。そういう場合に、扶養になる範囲が配偶者などの所得のほうも変わってきていると思うので、そこを説明してほしい。

○**課税課長**（吉崎恭之君）年金に関しては、扶養に入る範囲が拡大されたわけではない。繰り返しになるが、年金の収入者が、所得税が課税されないように制度としていろいろな控除があるのだったら、その控除を年金の支払者に申告することによって、それが最終的に自治体のほうにもそういう状況の報告があるので、それに基づいて市民税の課税がされないようにするという制度であるので、控除の受ける範囲が広がったとか、そういったことではないと理解していただきたい。

少し自分が質疑の内容を履き違えたかもしれないが、年金収入者に関しても、これは年金の収入者に限られたことではないが、参考書の1ページのところに書いてあるように、扶養親族等に係る所得要件の引上げというところで、58万円から62万円に扶養に入れる範囲が広がったということになっているが、ここで年金所得者がこの恩恵というか、年金収入がある方が58万円から62万円になったことによって、扶養に入れる人の範囲が広がったから、人数がどの程度になったかというのは、資料をこちらのほうで今日は用意していないので、回答ができないということで理解いただきたい。

○**7番**（重岡秀子君）参考書44ページの2に関わるが、43ページの右側に、改正前でも市長に提出しなければならない申告書の4つがある。その中で、これから変わるの(2)の部分で、(1)の公的年金等支払者の名称とか、そういうのは変わらないが、(2)で「公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨」と記載されているが、これを市長に提出する申告書の中に加わっているというか、ここが変わっているのではないかと思うので、そこを説明していただきたい。

○**課税課長**（吉崎恭之君）扶養親族等申告書に記載する内容についてのところであるが、先ほども申し上げたとおり、今後、今までは所得税に課税されなかった方が課税を免れるために何を記載すればいいかというところは、ここには書いてあるが、その中に、特別障害者であれば、

その事項だったり、扶養親族とかがあれば、扶養親族のことを書いていただくことによって、市民税、住民税の課税の金額が下がっていくとか、非課税になっていくという形になるので、そういったものをできるだけ網羅的に記載してほしいということの制度改正と認識している。

○**7番**（重岡秀子君） 私たちも議員報酬をもらっているのですが、確定申告の時期には、私の場合は扶養する子供や親がいないので出したことはないが、扶養親族の申告書を今まで提出していた。今度は公的年金をもらっていて、公的年金だけで大きな所得がない人でも、扶養の範囲が広がったことにより申告書を提出すべきと読み取ったが、そうではないのか。必要な場合には申告しなければそれが受けられないということではないのか。

○**総務部長**（小川直克君） 先ほど来、委員からお尋ねである扶養の範囲が広がったというのは、一部所得の要件の緩和で広がったということである。先ほどのお尋ねにあったひとり親とか寡婦で扶養の要件が広がったのは、今回の改正ではない。先ほどの規定に関しては、その方自身が特別障害者、その他障害者、寡婦、ひとり親に該当する場合は、その旨を記載することを新たに規定するものである。この部分は扶養に対する規定ではなく、その方がそれらのものに該当した場合には、それを記載して提出していただく。先ほど課税課長が申し上げたとおり、これ自体は所得税のほうでは必要はないが、地方税において、そのような方は特別の所得控除があるので、その部分でそれが適正に適用できる形での報告を求めているものである。

○**7番**（重岡秀子君） 分かった。新たに申告が必要になる人もいるということで、ネット等で調べると必要な人には役所から申告書を送付されるということもあるが、市長に出さなければいけないものの中身が変わって、住民税に関わるので年金事務所を通して市長に提出する。そこを通じて市長に報告されるという説明がされているが、システムとして具体的にはどういうことになるのか。

○**課税課長**（吉崎恭之君） 確かに法令上、そういった形で市長に提出する形になっているが、現実としては、扶養控除の申告書は年金の支払者に提出することにより、何もなければ、それが市長に提出されたとみなす形になっている。これは年金だけではなく、私ども給与所得者の扶養控除申告書もそれを市長に提出する形になっている。それが事業所に提出されれば市長に提出されたとみなすことになっているので、実際には扶養控除申告書そのものが市に提出されるわけではないが、年金の支払報告書や給与の支払報告書には扶養控除申告書の内容が反映されたものが提出されるので、そうみなされていると認識している。

○**7番**（重岡秀子君） 分かった。申告しなくても自動的に新しい制度は反映されて、公的年金受給者は、来年度以降、自分たちが特別に書かなくても、間違いなく自動的に反映されていくという考えでよいのか。

- 課税課長（吉崎恭之君）考え方は逆で、自動的にされないので、所得税を課税されない人でも、住民税の課税のために第3項に係る扶養控除申告書を年金支払者に提出してほしいというルールである。
- 7番（重岡秀子君）それを提出しないでぼんやりしていると反映されないではないか。それはどういう仕組みで、今年申告しなければならないのか聞きたい。用紙が送られてくるみたいに書かれている。
- 課税課長（吉崎恭之君）私もインターネット上で調べた知識でしかないが、そういった範囲が広がった方に対しては、今後、年金支払者から扶養控除の申告書を提出してほしいというアナウンスがあると聞いている。
- 7番（重岡秀子君）イは分かった。ウは特定一般用医薬品で、医療費控除の中でも、市販されているセルフメディケーション対象の薬を買って、それで控除するか、それとも病院にかかったお金を医療費控除するか選べる。そこで分からなかったのは医療費控除の特例の適用期限で、医療費控除の特例とはどういうものか。
- 課税課長（吉崎恭之君）今回の改正の内容は、委員のおっしゃっていたセルフメディケーション税制に対して期限が決まっていたものを、期限を撤廃して、しばらくの間は期限を設けずにやっていこうという制度の改正で、確かにセルフメディケーション税制と一般の医療費控除のどちらかを選択する形になるが、そもそもセルフメディケーション税制は医療費全体を抑えるために、症状が軽い人は病院に行かずにセルフメディケーション税制対象の医薬品を買うことによって治癒する方向に持っていくことが目的で、これを延長することにより、医療費の抑制が今後も図れるのではないかとこのところで撤廃されたと認識している。
- 7番（重岡秀子君）分かった。それが今までは令和9年度までの措置だったが、ここでは期限を決めないという認識でいいか。
- 課税課長（吉崎恭之君）委員お見込みのとおりである。
- 7番（重岡秀子君）エの場合は、住宅借入金等特別税額控除が令和7年から令和9年になった附則という理解でいいと思うが、違ったら教えてほしい。
- 続けて、オの特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備は、特定暗号資産はあまり例がないが、インターネット上でビットコインで取引をするのが普通の税制だったが、令和8年度からは分離課税になって有利になったと思う。暗号資産取引が株式と同じような分離課税になったことで、それが所得税に関わるので、それに住民税の関わりがあるのでここに書かれたと思うが、それでよいか。
- 課税課長（吉崎恭之君）まず1つ目の住宅ローン控除のほうは、委員お見込みのとおり、期限が延長されたというだけの改正である。

特定暗号資産の譲渡に関しては、私もそれほど詳しくないが、インターネット上でやり取りができる電子的な財政的価値のことを暗号資産といい、それで特定という名称がつくというのは、全ての暗号資産がそれになるのではなく、国が定める制度の下で透明性が確保された取引がされたものを特定暗号資産と呼ぶ。そういった特定暗号資産と分類されたものの譲渡に関して、今までは総合課税で所得税が課税されていたが、総合課税の部分は累進課税で、その方のビットコイン等の譲渡以外の所得の金額によって5%から45%ぐらいで動いてくる。本来これを分離課税することによって市民税が3%に軽減されると法が変わっている。

○7番（重岡秀子君）その下の(2)固定資産税に関する改正は、専決でやったときの3ページに資料がある数字のことだと思うが、違ったら教えてほしい。3ページは免税点の引上げの表が出ているので、それでいいと思うが、イでわがまち特例の割合を定める規定の整備が参考書の附則で説明されている。特にわがまち特例の割合を定める規定の整備とはどういうことか。

○課税課長（吉崎恭之君）固定資産税のほうは委員お見込みのとおり、参考書の3ページに書いてあるように、今年は見直しができないが、家屋に対しては免税点が20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に増額になったということで、今まで課税されていたもののうち一部がこの免税点の改正によって課税されなくなっていく。これは物件ごとではなく、その方の固定資産税全体で考えることになる。

わがまち特例の関係の内容は、地方税法の附則が改正になったことにより、引用条項として整理したものの項ずれ、条ずれが改正となっているところが大部分である。複雑で説明するのが難しいが、それに加えて体系整備が行われることにより、例えば改正前に何とかのAと書いてあるものが、改正後も何とかのAかということ、それがずれてくる。そういったところによって負担率の改正がされているかのように見えるところもあるし、実際に地方税法の改正によって参酌基準が改正になっている部分もある。その参酌基準を採用する形で伊東市税賦課徴収条例に落とし込んだ改正内容になっている。

○7番（重岡秀子君）質疑の仕方がよくなかったかもしれない。今の説明は、参考書の47ページの第10条の2は「略」と書いてあるが、2～9も「略」、17～28も「略」で、47ページに書かれていることとして理解していいか。

○課税課長（吉崎恭之君）今私が説明したのは、委員のおっしゃるとおり47ページの整理のところの説明である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第1号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第2号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（大川勝弘君）マイナンバーカードの普及率が80.3%で、その中でコンビニの利用率が25%という説明が議場であったが、コンビニでの住民票の発行率が低いことを改善するために手数料を下げるという説明に聞こえた。この10円は、市民が住民票等を取ったときに伊東市だけで適用なのか、全国的に適用されるのか。

○市民課長（山下明子君）この10円は、あくまでも伊東市民が伊東市の住民票、印鑑証明を取った場合、また、伊東市に本籍地がある方が伊東市の戸籍とか戸籍の附票を取得した場合で、あくまでも伊東市長の証明として発行される部分について、全国どこで取っても10円になるという制度である。

○1番（大川勝弘君）心配だったのは、今、手数料をコンビニに幾ら支払っていて、もし10円にした場合に、余分に市から手数料として払わなければいけないのか。その手数料率はどうなっているのか。

○市民課長（山下明子君）コンビニ交付はJ-LISを通して契約している。コンビニで発行されたものは1通につき117円がコンビニに取り分があるので、10円で発行した場合には、107円分は市から別途J-LISを通して補填する。

○1番（大川勝弘君）ほかの自治体でも同じことをやって、普及率がどのくらい上がったのかという実績があるのかどうか。もし成果が出なかったときは1年以上継続する考えはあるのか。

○市民課長（山下明子君）10円でのコンビニ交付は、全国的に見れば東京とか各地で実施しているが、静岡県内では、今回、伊東市が初めてになる。東京だと、もともとコンビニ交付が40.3%だったものが、手数料を10円で実施した際には61.8%までコンビニ交付の率が上がったと確認している。住民票等は頻繁に必要なものではないので、1年という期間を取って、より多くの方に利用いただく機会を創出するということと、3月、4月の繁忙期に向けて、市としてもそこまでに周知を図っていくというところで1年間としている。

○**7番**（重岡秀子君）現在でも市役所とか出張所などで住民票を取ったら300円だが、コンビニだと200円と100円安くしている。そして、この利用率が25.8%のままであるとしても、もしこの200円が10円になったときに、市はコンビニに対して補填しなければいけない。先ほどの答弁では、10円にした場合、今までは200円もらっていたが、それがなくなって、107円を払わねばならないとなると、あくまでも見込みで、どれぐらいの影響額になると試算しているか。

○**市民課長**（山下明子君）今のままの試算は、正直、できていない。

○**7番**（重岡秀子君）今のままでなくてもよい。議場では50%を目指すと言ったので、その場合に、市がどのぐらいを払わなければいけないのかという何らかの試算はあるか。

○**市民課長**（山下明子君）議場のほうで50%を目指すと言っていたが、令和7年度に窓口で交付した証明書の約半数である1万9,000通程度が新たにコンビニ交付に移行したと考えた場合には、先ほど述べた117円の手数料については223万円程度の増加が見込まれている。

○**7番**（重岡秀子君）ネットに出ていたが、ほかの自治体が10円にしたことによって、令和5年だけの1年間やったところが、やはりかなりその年に伸びている。しかし、次の年にまた料金を戻したら、少し下がったと。そのような効果があるので、それはやってみる必要があるかなと思うが、最初にこの10円にする目的として、マイナンバーカードの普及のようなことも言われたので、私は80.3%普及しているのに、現在25.8%しかコンビニで、住民票などが取られていないのは、金額だけの問題ではないのかと思った。この10円にしたことをアピールされると思うが、現在その25.8%しか利用されていない原因は、料金だけの問題ではないということはどうにお考えか。

○**市民課長**（山下明子君）今、確かに25.8%しか利用いただけていないということで、年配の方等は、窓口に来たときに、コンビニのほうであれば100円安くなるとご案内しても、面倒だからここで取っていくという方もたくさんいる。そういう方も含め、この10円にすることと、あと、今、市民課の窓口の前に、コンビニと同じキオスク端末を置いているが、暗証番号とか個人情報を取り扱うので、コンビニの店員は基本的に教えることはできないが、市民課の窓口に来ていただければ、そういうことも職員が、どのようにやってくださいとご案内をしながらできるようになるので、そこも含めて周知を図っていきたい。

○**7番**（重岡秀子君）分かった。この10円になることも、広報で知らせる必要があると思うし、やはりコンビニでマイナンバーカードを使って住民票などを取ることに、何となく抵抗というか、やはり出張所へ行ったほうが間違いがないのではないのかという心理も、かなりこの問題は働いているのではないかと思うので、その辺の丁寧な広報をしていただかないと、あまり費

用対効果がないのではないかと思うが、何か特別な広報の仕方とかを考えているか。

○市民課長（山下明子君）特別な周知方法と言えるかどうかであるが、市のホームページ、SNS等の様々な媒体で周知するのはもちろんのこと、利用方法を紹介するなどの動画も作成したいと思っている。また、本庁の市民課窓口に来ていただいた際には、あちらの機械であれば今は10円で取れるというご案内や、出張所でも、今の期間であれば、コンビニに行けば10円で取れるとか、使い方が不安であれば本庁に行くとか教えてもらえるとの説明も含めて周知を図っていききたい。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第2号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第10号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）この金額は、国で示された基本額であるのか、1点だけ伺う。

○危機対策課長兼危機管理監代理（小菅智章君）委員お見込みのとおり、国のほうからこのような金額で示されてきたもので、金額増額の趣旨としては、昨今の社会経済情勢に鑑みてとのことである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第10号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手

を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和8年6月24日（水）午前10時46分（会議時間46分）

以上の記録を認める。

令和8年6月24日

委員長 杉 本 一 彦